

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市規則第22号

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第17条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

(岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

第39条第13項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

14 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(岡崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 岡崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡

崎市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第21条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

(岡崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則の一部改正)

第4条 岡崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項及び第7項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第29条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第5条 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第5条第3項第3号中「介護支援専門員が居宅サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議」を「岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する規則(平成27年岡崎市規則第7号)第14条第9号に規定するサービス担当者会議」に改める。

第14条中「施行規則」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)」に改める。

第53条第5項中「指定地域密着型サービス基準条例第55条第1項」を「指定地域密着型サービス基準規則第164条第10項」に、「指定複合型サービス(」を「指定看護小規模多機能型居宅介護(」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改める。

第68条に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第69条に次の1項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第115条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第87条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第87条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 指定通所介護事業者は、条例第42条第3項の指定通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第89条第2項第5号中「次条において準用する第34条第1項」を「第87条の2第1項」に改める。

第90条中「、第27条から第35条まで」を「、第27条から第33条まで、第35条」に、「及び第27条から第35条まで」を「、第27条から第33条まで及び第35条」に改める。

第104条第2項第6号中「第34条第1項」を「第87条の2第1項」に改める。

第105条中「第35条まで」を「第33条まで、第35条」に改め、「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」との次に「、第87条の2第3項中「第42条第3項」とあるのは「第49条第4項」と」を加える。

第109条中「第33条から第35条まで」を「第33条、第35条」に、「及び第84条から第89条まで」を「、第84条から第87条まで、第87条の2（第3項を除く。）、第88条及び第89条」に、「から第5号まで」を「及び第4号」に改め、「第109条」と」の次に「、同項第5号中「第87条の2第1項」とあるのは「第109条において準用する第87条の2第1項」と」を加える。

第114条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第115条に次の1項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第69条第1項から4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第133条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年岡崎市条例第44号）第5条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第152条中「「看護職員」と」の次に「、第133条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第173条第2項第2号中「利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護

認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下この号及び附則第3項において「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10」を「利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3」に改める。

第179条を次のように改める。

第179条 削除

第189条第2項第8号を削る。

第198条第2項第10号を削る。

第199条中「第179条」を「第180条」に改める。

第207条の見出しを「(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんらん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正)

第6条 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第53条第1項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。第183条第2項において整備法という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。次号において「旧法」という。）第53条第1項」に、同条第2号中「法第53条第2項第1号又は第2号」を「旧法第53条第2項第1号又は第2号」に改め、同条第3号中「法第53条第4項」を「介護保険法（以下「法」という。）第53条第4項」に改める。

第3条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置して

いる指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。

第5条第3項第3号を次のように改める。

(3) サービス担当者会議（岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成27年岡崎市規則第8号）第29条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

第14条中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」に改める。

第68条第1号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成26年岡崎市条例第45号）第5条に規定する担当職員（第111条第2項において「担当職員」という。）、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第100条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第83条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第83条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、条例第42条第3項の指定介護予防通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第85条第2項第5号中「第89条において準用する第32条第1項」を「第83条の2第1項」に改める。

第89条中「、第25条から第33条まで」を「、第25条から第31条まで、第33条」に、「及び第25条から第33条まで」を「、第25条から第31条まで及び第33条」に改める。

第93条中「第31条から第33条まで」を「第31条、第33条」に、「及び第82条」を「、第82条、第83条、第83条の2（第3項を除く。）及び第84条」に、「から第5号まで」を「及び第4号」に改め、「第93条」との次に「、同項第5号中「第83条の2第1項」とあるのは「第93条において準用する第83条の2第1項」と」を加える。

第100条第1号中「又は」を「若しくは」に、「、サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第68条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第111条に次の1項を加える。

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、担当職員が、緊急に指定

介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第111条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第111条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第133条中「第112条」を「第111条の2」に改める。

第138条中「、第83条」を削る。

第160条第1項第2号アを次のように改める。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

第160条第2項第2号アを次のように改める。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

第166条を次のように改める。

第166条 削除

第171条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第177条中「、第83条」を「、第111条の2」に改める。

第183条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」を加え、同条第3項中「種類は」の次に「、指定訪問介護、指定通所介護」を、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。次項第1号において「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及

び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。次項第2号において「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第184条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第186条中「、第83条」を「、第111条の2」に、「第166条から第170条まで」を「第167条から第170条まで」に改める。

第192条の見出しを「(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんらん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第198条の見出しを「(介護予防福祉用具貸与計画の作成)」に改める。

第210条中「か第193条」を「第193条」に改める。

附則第3項中「認定省令」を「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」に改める。

附則に次の4項を加える。

- 5 第3条第2項及び第6項の規定は、指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項	指定訪問介護事業者	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
--------	-----------	---

	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護及び当該第1号訪問事業
第3条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第11号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第3条第1項から第5項までに規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

- 6 第37条第3項の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当訪問介護の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
指定居宅サービス等基準規則第37条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

- 7 第76条第1項第2号及び第7項並びに第78条第3項の規定は、指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第76条第1項 第2号	指定通所介護事業者	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第76条第7項	指定通所介護事業者	第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第78条第1項から第6項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第78条第3項	指定通所介護事業者	第76条第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第80条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

- 8 第90条第1項第2号及び第6項並びに第92条第3項の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第90条第1項 第2号	基準該当通所介護の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するも
----------------	-------------	---

		のとして市町村が定めるものに限る。)
	基準該当介護予防通所介護 又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護 又は当該第1号通所事業
第90条第6項	基準該当通所介護の事業	第1項第2号に規定する 第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第106条第1項から第5項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第92条第3項	基準該当通所介護の事業	第90条第1項第2号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第108条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第7条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設生活介護」を「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第3条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第6条第2項中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第65条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、

事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、条例第23条第3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第66条第2項第5号中「次条において準用する第34条第1項」を「前条第1項」に改める。

第67条中「、第34条」を削る。

第68条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第68条第8項中「複合型サービス従業者（条例第55条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、

同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第69条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第165条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第90条中「第68条第6項各号」を「第68条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第93条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第94条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第110条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第116条を次のように改める。

第116条 削除

第127条第2項第9号を削る。

第129条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第16項、第131条第1項第6号並びに第155条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第14項及び第15項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

16 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は一サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつては、介護支援専門員数は同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第131条第1項第6号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第148条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

第153条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第88条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

「第2節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設生活介護」を「第2節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に改める。

第155条第1項第3号イ中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第164条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス（」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改め、同条第3項、第4項及び第6項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「当該指定複合型サービス事業所」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（次条第2項において「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第165条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型

居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第166条の見出し及び同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第167条第2項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第168条(見出しを含む。)中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第169条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「当該指定複合型サービス事業所」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第170条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第8項及び第9項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第171条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第172条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第6号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第173条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第68条第6項各号」を「第68条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

(岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正)

第8条 岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第33条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、条例第11条第3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第38条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設	介護職員
---	--	------

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
--	--	-----------

第38条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第39条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準規則第165条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第55条中「第38条第6項各号」を「第38条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第60条及び第77条中「第33条」の次に「（第3項を除く。）」を加える。

（岡崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）
 第9条 岡崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年岡崎市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

（岡崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第10条 岡崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則
(平成25年岡崎市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部
を改正する規則の一部改正のあらまし

1 改正点

- (1) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）により、次に掲げる基準省令が改正されたため、同省令を基準としている規則の規定を省令の改正内容に合わせて整理する必要がある。
- ア 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
 - イ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
 - ウ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - エ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - オ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - カ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (2) その他規定の整理を行う。

2 施行期日

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

3 改正理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行等による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係する規定を整理する等の必要がある。